

令和3年第1回

千早赤阪村議会臨時会  
議 録

令和3年 5月 12日 開会

1日間

令和3年 5月 12日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

令和3年第1回千早赤阪村議会臨時会会議録

1. 招集年月日

令和3年5月12日

2. 招集の場所

千早赤阪村立保健センター 三階議事堂

3. 出席議員

1番 田村 陽

5番 千福 清英

2番 服部 幸令

6番 徳丸 初美

3番 井上 浩一

7番 藤浦 稔

4番 平田 常信

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

1番 田村 陽

2番 服部 幸令

6. 地方自治法第121条により、本会議に説明のため出席した者の職氏名

村長 南本 斎 会計管理者兼税務課長 北浦 信行

教育長 栗山 和之 住民課長 池西 昌夫

理事 赤阪 秀樹 福祉課長 尾谷 浩

理事 菊井 佳宏 健康課長 西口 美和

総務課長 日谷 順彦 観光産業振興課長 仲野 隆之

企画課長 山谷 光代 まちづくり推進課長 安井 良之

秘書課長 中野 光二 施設整備課長 下休場 健司

危機管理課長 菊井 秀行 教育課長 森田 洋文

7. 本会議に職務のため議場に参加した者の職氏名

局長 柏原 美佳 主査 石橋 成元

8. 議事日程

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

追加議事日程

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 副議長の選挙について
- 日程第 5 議案第 25号 監査委員の選任について
- 日程第 6 常任委員の選任について
- 日程第 7 議会運営委員の選任について
- 日程第 8 議案第 26号 庁舎建設特別委員会設置について
- 日程第 9 議案第 27号 金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会設置について
- 日程第 10 南河内環境事業組合議会議員の選挙について
- 日程第 11 大阪広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第 12 国民健康保険運営協議会委員の推薦について
- 日程第 13 都市計画審議会委員の推薦について
- 日程第 14 総合計画審議会委員の推薦について
- 日程第 15 庁舎建設検討委員会委員の推薦について
- 日程第 16 学校給食センター運営委員会委員の推薦について
- 日程第 17 議案第 28号 専決処分（千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについて
- 日程第 18 議案第 29号 専決処分（令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号））の承認を求めることについて
- 日程第 19 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 20 議席の変更について

午前10時00分 開会

○柏原議会事務局長 定刻前でございますが、皆さんそろわれておられますので始めさせていただきます。

改めまして、皆さんおはようございます。

本日はお忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本臨時会は、一般選挙後の初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。年長の藤浦議員にお願いします。

藤浦議員、よろしくお願いします。

○藤浦臨時議長 ただいま紹介されました藤浦稔でございます。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い致します。

ただいまから令和3年第1回千早赤阪村議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○藤浦臨時議長 議事日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席とします。

~~~~~

○藤浦臨時議長 議事日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤浦臨時議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤浦臨時議長 異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に千福議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました千福議員を議長の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤浦臨時議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました千福議員が議長に当選されました。

ただいま当選されました千福議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

千福議員、ここで一言ご挨拶願います。

○千福議長 失礼します。

このたび、本日の臨時議会におきまして議員の皆様方のご推挙により、千早赤阪村議会議長に就任することになりました千福清英でございます。身に余る光栄と感謝いたしますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。議長として、議員各位のご理解とご支援を得る中、円滑な議会運営、議会のさらなる活性化に努め、取り組んでまいります。

本村におきましては、依然として厳しい財政状況が続いていますが、様々な課題の解決に取り組み、活力と魅力にあふれ、安全で住みやすい村づくりを進めていくことが村民の皆様のご願いであるとの認識に立ち、その負託に応えるべく頑張っている所存でございます。

新型コロナウイルスがまだまだ拡散している中、早急のワクチン接種の拡充が待たれるところでありますが、今後とも温かいご支援、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○藤浦臨時議長 ありがとうございます。

これをもって臨時議長の職務は全て終了しました。大変ありがとうございました。

千福議長、議長席にお着き願います。

○千福議長 ただいまから事務局により追加議事日程を配付します。しばらくお待ちください。

お手元に配付した追加議事日程でございますが、これらの議事日程を追加し、直ちに議題としたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、追加議事日程、第1から第20を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。

改めて、議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

お願いします。

○柏原議会事務局長 1番議席田村議員、2番議席服部議員、3番議席井上議員、4番議席平田議員、5番議席千福議員、6番議席徳丸議員、7番議席藤浦議員。

以上でございます。

○千福議長 議席の指定は、ただいま朗読しましたとおりでございます。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番田村議員、2番服部議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第3、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日5月12日の1日としたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日5月12日の1日と決しました。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に井上議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました井上議員を副議長の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました井上議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました井上議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

井上議員、ここで一言ご挨拶をお願いします。

○井上副議長 ただいま議員各位のご推挙により、副議長の大任を拝しました。非常に大きな任と考えます。この任に、皆様のご期待に応えるように頑張ってまいりたいと思います。また、幸い人格、功績ともに優れた議長をいただきまして、その議長のもと、各議員また皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りまして、しっかりと任に務めさせていただき、誠心誠意頑張ってまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

~~~~~

○千福議長 次に、追加議事日程第5、議案第25号監査委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明に入る前に、地方自治法第117条の規定によって、田村議員の退場を求めます。

(田村議員 除斥)

○千福議長 それでは、提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第25号提案理由。

議案第25号は、監査委員の選任についてでございます。

本議案は、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

田村議員の経歴でございますが、昭和52年生まれ、二河原辺在住で、平成29年5月に議会議員に当選され、総務民生常任委員会副委員長等を歴任しておられます。このようなことから、監査委員として議会の同意をお願い申し上げる次第でございます。ご同意賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第25号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第25号につきましては委員会付託を省略します。

ここで質疑に入ります。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第25号に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案に対しご意見があれば賜ります。

ございませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

田村議員の除斥を解きます。

しばらくお待ち願います。

(田村議員 復席)

○千福議長 ただいま監査委員に選任同意されました田村議員が本席におられますので、一言ご挨拶をお願いします。

○田村議員 ただいま、ご紹介にあずかりました田村陽でございます。

地方自治法における監査の重要性というものをしっかりと肝に銘じて、今後、微力ではございますが、誠心誠意職務を果たしてまいりたいと思いますので、どうぞ、何とぞ皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしく願います。

甚だ簡単ではございますが、これにて挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

○千福議長 続きまして、追加議事日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務民生常任委員会の委員に田村議員、服部議員、井上議員、平田議員、千福議員、徳丸議員、藤浦議員、以上7名、産業建設常任委員会の委員に田村議員、服部議員、井上議員、平田議員、千福議員、徳丸議員、藤浦議員、以上7名、以上の方を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、田村議員、服部議員、井上議員、平田議員、以上4名を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第8、議案第26号庁舎建設特別委員会設置についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 庁舎建設特別委員会設置についてでございます。

地方自治法第109条及び千早赤阪村議会委員会条例第5条の規定に基づき設置するもので、庁舎建設に関し調査を行うことを目的としています。なお、期間につきましては、本委員会は議決の日から議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本調査終了を議決するまで調査を行うものとし、また、議員の定数は7名とするものです。

以上でございます。

○千福議長 お諮りします。

議案第26号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第26号につきましては委員会付託を省略します。

これより質疑に入ります。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第26号に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案に対しご意見があれば賜ります。

ありませんか。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案を設置することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

庁舎建設特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、田村議員、服部議員、井上議員、平田議員、千福議員、徳丸議員、藤浦議員、以上7名を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第9、議案第27号金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会設置についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会設置についてでございます。

地方自治法第109条及び千早赤阪村議会委員会条例第5条の規定に基づき設置するもので、金剛山ロープウェイ等の在り方及び関連する事業などの検討を行うことを目的とします。なお、期間につきましては、本委員会は議決の日から議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本調査終了を議決するまで調査を行うものとし、議員の定数は7名とするものです。

以上でございます。

○千福議長 お諮りします。

議案第27号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第27号につきましては委員会付託を省略します。

これより質疑に入ります。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて質疑を終結します。

これより議案第27号に対する討論に入ります。

討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案に対しご意見があれば賜ります。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案を設置することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、田村議員、服部議員、井上議員、平田議員、千福議員、徳丸

議員、藤浦議員、以上7名を指名したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

それでは、ここで一旦休憩に入り、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の開催を願ひ、正副委員長の互選をお願いします。

常任委員会、特別委員会を第1会議室で、議会運営委員会を議長室でそれぞれ開催願ひます。

暫時休憩といたします。

午前10時20分 休憩

午前10時27分 再開

○千福議長 それでは、再開します。

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長より報告させます。

○柏原議会事務局長 ご報告申し上げます。

総務民生常任委員会、委員長に井上議員、副委員長に服部議員、文教建設常任委員会、委員長に藤浦議員、副委員長に徳丸議員、議会運営委員会、委員長に田村議員、副委員長に平田議員、庁舎建設特別委員会、委員長に藤浦議員、副委員長に平田議員、金剛山ロープウェイ等のあり方に関する特別委員会、委員長に藤浦議員、副委員長に服部議員。

以上でございます。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第10、南河内環境事業組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。  
南河内環境事業組合議会議員に藤浦議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました藤浦議員を南河内環境事業組合議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました藤浦議員が南河内環境事業組合議会議員に当選されました。

ただいま南河内環境事業組合議会議員に当選されました藤浦議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第11、大阪広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

大阪広域水道企業団議会議員に井上議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました井上議員を大阪広域水道企業団議会議員の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました井上議員が大阪広域水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま大阪広域水道企業団議会議員に当選されました井上議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第12、国民健康保険運営協議会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

国民健康保険運営協議会委員に徳丸議員を推薦したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。国民健康保険運営協議会委員に徳丸議員を推薦することに決しました。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第13、都市計画審議会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

都市計画審議会委員に田村議員、井上議員、徳丸議員の3人を推薦したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、都市計画審議会委員に田村議員、井上議員、徳丸議員の3人を推薦することに決しました。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第14、総合計画審議会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

総合計画審議会委員に田村議員、服部議員の2人を推薦したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、総合計画審議会委員に田村議員、服部議員の2人を推薦することに決しました。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第15、庁舎建設検討委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

庁舎建設検討委員会委員に井上議員、平田議員の2人を推薦したいと思います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、庁舎建設検討委員会委員に井上議員、平田議員の2人を推薦することに決しました。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第16、学校給食センター運営委員会委員の推薦についてを議題とします。

お諮りします。

学校給食センター運営委員会委員に服部議員、藤浦議員の2人を推薦したいと思えます。これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、学校給食センター運営委員会委員に服部議員、藤浦議員の2人を推薦することに決しました。

ここで、ご報告申し上げます。

議会広報編集委員会委員に田村議員、井上議員、平田議員、徳丸議員、以上4名で、委員長に井上議員、副委員長に田村議員が決定しておりますので、併せて報告いたします。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第17、議案第28号専決処分（千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例）の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第28号提案理由。

議案第28号は、令和3年3月31日付で専決処分いたしました千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、令和3年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改正するもので、固定資産税や軽自動車税に関する特例規定など、所要の改正について専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○千福議長 詳細説明を北浦税務課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 それでは、議案第28号千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例改正は、令和3年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、千早赤阪村税条例等について所要の改正を行うものでございます。

地方税法の主な改正点は、固定資産税について急激な税負担の増加を緩和するため、負担調整措置の仕組みが継続されること、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置について令和3年12月31日まで延長されること、住宅ローン減税について対象期限が延長されることなどの改正がありました。

それでは、条例の主な改正点につきまして、新旧対照表により説明をいたします。

1 ページをお開きください。

第1条は、千早赤阪村税条例の改正です。

第24条の改正は、個人村民税の非課税の範囲を算出する扶養親族の数について、年齢16歳未満及び控除対象扶養親族に限る規定の追加となります。

第36条の3の2及び次の第36条の3の3は、給与所得者や年金所得者の扶養親族の申告の規定となっており、電磁的方法での申告に税務署長の承認を不要とする改正となります。

4 ページをお願いします。

第53条の9に第3項及び第4項を追加いたします。退職所得の申告について、電磁的方法での申告ができるよう改正となります。

4 ページ後半からは、税条例の附則の改正となります。

5 ページをお願いします。

附則第10条の2から11ページの附則第15条の規定については、固定資産税の特例に関する改正となります。固定資産税の急激な増加を緩和する負担調整措置の延長や特例的な減額に関する規定の改正となっております。

11 ページをお願いいたします。

第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税の特例規定で、期限が9か月延長され、令和3年12月31日までに取得された軽自動車を対象となります。

12 ページをお願いいたします。

第16条は、軽自動車税種別割の特例措置で、13ページの下の部分をご覧ください。

燃費性能により、第6項は75%軽減、次のページ、第7項は50%軽減、第8項は25%軽減について規定しております。

15 ページをお願いいたします。

第26条は、住宅ローン控除の特例について規定しております。特例の延長により、令和4年度末までの入居者が対象となります。

15 ページ中ほど以降の第2条は、令和2年の千早赤阪村税条例等の一部を改正する条例の改正となり、主に法改正の条ずれへの対応となっております。

19ページをお願いいたします。

次に、附則ですが、第1条は施行期日、第2条から第4条は経過措置となっております。

以上、簡単ではございますが、本条例改正の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○千福議長 ありがとうございます。

お諮りします。

議案第28号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第28号につきましては委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

井上議員。

○井上議員 1ページの部分で、改正ということなんですけど、読んでみたんですけど、何となく理解ができないので、できれば詳しく説明していただければありがたいんですけど、お願いいたします。

○千福議長 北浦課長。

○北浦会計管理者兼税務課長 ご質問は、1ページ、第24条第2項の改正ということでよろしいでしょうか。

○井上議員 はい。

○北浦会計管理者兼税務課長 内容につきましては、扶養親族のところに括弧で「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下、この項において同じ」というものを追加するという内容になっております。

この趣旨としましては、村民税については、所得税の金額を基に計算されるんですけども、所得税のほうで今回の法改正によって国外に居住する30歳から70歳の親族が控除対象から外れるというような改正がありました。村民税の非課税については条例で規定されておりますので、同様の対応をするために控除対象扶養親族の部分を変換として入れるということが必要となりまして、今回のような改正となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

○井上議員 分かりました。ありがとうございます。

○千福議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて本案に対する質疑を終結します。

これより議案第28号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見があれば賜ります。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第18、議案第29号専決処分(令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1号))の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

南本村長。

○南本村長 議案第29号提案理由。

議案第29号は、令和3年4月1日付で専決処分いたしました令和3年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1号)について議会の承認を求めるものでございます。

本予算は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び接種事業を実施するための経費を増額するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○千福議長 詳細説明を日谷総務課長、お願いします。

○日谷総務課長 それでは、議案第29号専決処分につきましてご説明を申し上げます。

議案書の10ページをご覧くださいと思います。

まず、歳出でございますが、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る送迎用のバス運行委託料であったり、ワクチン接種委託料、またコールセンターの業務委託料など新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費で

ございます。職員人件費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る職員時間外勤務手当でございます。次の会計年度任用職員人件費につきましては、9月末までの保健師1名の経費を計上いたしております。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。

国庫負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金2,130万円でございます。

国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金2,288万7,000円、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金2,043万円でございます。

簡単でございますが、以上、説明とさせていただきます。

○千福議長 ありがとうございます。

お諮りします。

議案第29号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第29号につきましては委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ございませんか。

田村議員。

○田村議員 まず、9ページの歳入に関してお伺いいたします。

こちらは財政調整基金繰入金が2,043万円ということで計上されておりますけれども、こちらの接種に係る費用というのは国庫のほうで負担していただけるのかなというふうに思ってたんですけども、どういった状況なのかお伺いしたいと思います。

○千福議長 日谷課長。

○日谷総務課長 コロナワクチンの接種の経費等につきましては、基本的に国のほうから補助金とかあるいは負担金というのが基本にあるかと思うんですけども、ただ現時点でそれぞれの各市町村において対応するに当たっての事業費等々、所要額等、国のほうにも報告している中で、一旦国のほうも予算枠がある中で割当てをしたということのところで、今回負担金と補助金というのがこういう形で現時点においては一旦決まっていると。ただ、今後の状況の中で、それぞれ市町村の対応によって負担の増減等々があるかと思いま

すけれども、その点につきまして、一定今後調整できる分は調整していくという中で、補助金というのは対応してもらえるのかなというふうに考えておまして、ただ実際この事業をやっていく中で、一旦は必要な経費について国と補助金等についてこの額が所要額として出てますんで、ただ足りない部分といいますか、不足している部分につきましては、財政調整基金のほうで賄いを繰り入れて一旦は対応していきたいというようなことでございます。最終、今後の流れの中で、所要額等々の状況に応じてこの辺の変動というのはあるのかなというふうに考えております。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ご回答どうもありがとうございます。

一旦現時点では調整基金のほうで負担するけれども、今後は国のほうから何らかの形で支援というものが見込めるのではないかと、未確定だけれどもということですね。了解いたしました。

では、この2,043万円の基金が充当される先というのはどこになっているんでしょうか。

○千福議長 日谷課長。

○日谷総務課長 歳出の10ページのところにそれぞれの経費が計上されておまして、例えば8ページの入りでいきますと負担金2,130万円であるかと思えます。これが、例えば歳出の10ページでいきますと、真ん中辺りに臨時接種委託料、これが多分基本的に入りとしてここに充てる部分になっていくのかなと思っております。それ以外の部分につきましては、それぞれほかでバスの運行委託料等々必要な経費で上がっておりますので、そこは先ほどの8ページの補助金であったり、足りない部分については一般財源の基金、それで対応していくというふうなことでございます。

以上です。

○千福議長 よろしいでしょうか。

田村議員。

○田村議員 分かりました。どうもありがとうございます。

続きまして、11ページについて、いくつかご質問させていただきたいんですけれども、まず最初の予防接種健康被害調査委員会、こちらは僕はお聞きした記憶がなかったんですけれども、こういった委員会がもともと本村には設置されていて、それに対しての報酬ってということなのかなというふうに思うんですけれども、この委員会についてご説明をよろしく願いいたします。

○千福議長 西口課長。

○西口健康課長 予防接種健康被害調査委員会なのですが、もともと千早赤阪村で子どもさんの定期予防接種等で健康被害が起こったときのためにということで委嘱させていただいています。それと同じ感じで、新型コロナウイルスワクチン接種に関しても健康被害が起きましたら対応させていただくということになります。予算上は別枠になっておりますので、こちらのほうで取らせていただいたということになります。

もし仮にワクチン接種で健康被害が生じた場合は、厚生労働大臣が認めたときには救済措置を行うということですが、まずは必要な書類を住民の方が市町村のほうに申請していただきまして、市町村は予防接種健康被害調査委員会を開催し、その結果を都道府県知事に進達するということになっています。そこから都道府県知事は厚生労働省に進達し、審議会のほうで認定を行うという手順になっております。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ご答弁どうもありがとうございます。

健康被害が予防接種によって生じた場合に開催される委員会ということで了解いたしました。ありがとうございます。

あと、この内訳を見させていただきまして、バスの運行委託料、こちらのほうは2,000万円を超えているということで、なかなかの金額になるもんだなあというふうに思ったんですけども、この金額についてどういった理由なのかお伺いしたいと思います。

○千福議長 西口課長。

○西口健康課長 4月に村のほうで意向調査のアンケートをさせていただきました。その結果、接種希望の半数の方が送迎を希望されていたということが分かりました。高齢者の送迎に関しましては、ワクチンの供給される予定を見つつ、各地区の高齢者人口であったりとか、この意向調査っていうものを基に反映させていただきまして、バスの配車の予定をさせていただいています。

バスのほうは、発着場所はくすのきホールと小吹台はバスの方転地、B&G海洋センター、金剛登山口バス停付近ということで、この4か所を予定させていただいているんですが、5月13日から、明日から接種のほうが始まるんですが、9月末までの送迎者の人数のほうは2,300人を予定しています。運行日程のほうは110回を予定させていただいています。これらについては、今後の送迎申込みっていう状況を見ながら計画をこちらのほうで立てさせていただきまして、実施っていうことを考えています。

最大で2,000万円ということですので、もう契約のほうはさせていただいたんです

が、2,000万円ということではなくってかなり低い金額で契約のほうはさせていただいています。状況によって今後送迎を希望される方が多ければ増便ということも考えられますが、2,000万円以内では大丈夫かなとは思っていますが、もし必要であればまた補正で対応ということも考えられます。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 分かりました。ありがとうございます。

関連してお聞きしたいんですけども、4か所の送迎場所ということで、その送迎場所までのアクセスというんですか、例えば特に被災地というか、そのときB&Gですとなかなか避難してこられる方がいらっしゃるというのが現状やと思うんですね。そういった形で、集合場所までの足ってというのはどういった形で確保されるのかお伺いしたいと思います。

○千福議長 西口課長。

○西口健康課長 私ども役場の職員も地域の実情を踏まえていろいろ検討のほうはさせていただきました。しかしながら、ワクチンの供給量とか執務可能な医師の数によって日々の接種枠数っていうのが変わるっていうことから、また2回接種であるっていうこと、1回目と2回目の間隔が必要っていうことなどがありますので、各地区に応じた送迎車の手配っていうことを考えますと、予約受付が非常に煩雑になって、かえって住民の方にご迷惑をかけるっていうことが考えられてましたので、まずは4か所でやっていくっていうことで決定させていただきました。その場所まで行けないっていう苦情のほうもたくさんいただいているんですが、まずはその4か所で安全に運行するっていうのを第一に考えさせていただきましたので、それでご協力をお願いしたいと思ってます。

先日、南本村長も各区長様また自治会長様のほうにも行かせていただきまして、ご協力のほうをお願いさせていただいたんですが、どうしてもそこまで行けないっていう方が地区でおられてご相談がありましたら、また地区のほうでご協力をできる範囲でしていただけたらうれしいなと思ってます。

また、村のほうの地域公共交通利用助成事業というものがありますので、75歳以上とか、また身体障害者手帳1、2級の方、免許返納の証明をお持ちの方はタクシー助成券を配付させていただいています。また、バスのほうも利用できるということをお聞きしていますので、そちらのほうのご利用をしていただけたらありがたいなと思っています。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

続きまして、コールセンター業務委託料と予防接種システムの改修委託料とで委託料が2つ上がってるわけですけども、これはどういった内容なのかお伺いいたします。

○千福議長 西口課長。

○西口健康課長 まず、コールセンター委託料のことなんですが、電話のほうで予約受付をする際に従事している方の委託料になります。現在、事務2名と保健師等1人ということで3名コールセンター職員を雇わせていただいていますので、その費用になります。

あと、もう一つの質問ですが、予防接種システム改修費のことでいいですか。

○田村議員 はい。

○西口健康課長 それについては、今回のシステム改修ということは、国より設定された接種管理記録システムにより、住民の転出、転入また死亡、異動情報を記録するために、既存の健康管理システムがあるんですが、そちらのほうの改修が必要になりましたので、それを計上させていただいています。

以上です。

○千福議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。

なかなか、こういった大規模なワクチン接種というのは、本村としても未経験、未体験ということであって、非常に職員の皆様には頑張っていただいているというふうに聞いております。この場をお借りしてお礼を述べさせていただきたいと思っておりますけども。

ありがとうございます。

以上です。

○千福議長 ほかにございませんか。

井上議員。

○井上議員 コールセンターなんですけど、初日はすごいここへ殺到したってことで大変な状況になってたみたいなんですけど、3名で対応されているということで、予想された状況と今対応されてて現状で大丈夫なのか。これからまた17日ですか、また始まると思うんですけど、現状を踏まえてどう対応されるのかお知らせ願えればと思います。

○千福議長 西口課長。

○西口健康課長 初日のほうはかなり電話のほうが混み合ったってことがあるんですが、コールセンターの職員、派遣職員は3名ということなんですが、ここに計上させていただいているのは3名なんですけど、別で会計年度職員の雇用1人と、あと健康課の職員が電話対応をさせていただいていますので、8名ぐらいで電話対応をさせていただいていま

す。

コールセンターでの申込み状況なんですが、順次予約のほうを初日に取らせていただきまして、初日で電話予約だけで654件を取らせていただきました。8時間ですと1時間当たり82件ということで、いろいろな住民の方からの相談も受けながらそれだけ取れたということで、予想以上に対応できたかなと思っております。しかし、来週の月曜日からまたコールセンターのほうで受付をさせていただきますので、住民の方にはなかなかかかりづらいということはあるかもしれないんですが、順次取らせていただきまして、しっかり対応していきたいなと思っております。

以上です。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

大変な中、非常にご苦勞をおかけしますがよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、お話を住民の方に聞いている中で、電話はつながってるけど反応しないみたいな苦情もあつたりしたんですけど、その辺どうなのかっていうのと、あとコールセンターで受けられる内容自体なんですけど、今お聞きしてたら職員の方とかも電話を受けられるということなんですけど、かかってくる内容によっては多分難しい状況にある方とかもおられると思うんですけど、そういう場合はどうされてるんでしょうか。

○千福議長 西口課長。

○西口健康課長 電話がつながりにくい、またかかっても聞こえづらいとかそういった障害があつたようなんですけど、今、回線のほうを増やせるかどうかというのをNTTのほうにも確認させてもらって進めているところです。

また、内容によっては難しいということだと思ふんですけども、かなり苦情のほうもいただけてますし、また内容のことで、こういった場合はどうしたらいいのかといういろんな問合せがありますので、それに関してはコールセンターだけではなかなか返答が難しいということがありますので、健康課の職員であつたり管理職のほうが対応させていただいてます。

○千福議長 井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

あと、バスについてなんですけど、ホームページを見させていただいたら、何か運行に関して検討中ですみたいな表記があつたりしてたんですけど、その辺はどうなんですか。今後何か変更されるとかそういう可能性はあるんでしょうか。

○千福議長 西口課長。

○西口健康課長 バスの運行についてですが、4か所で運行させていただくというのは接種券に全て入れさせていただいてますので、住民の方はもうご承知かなと思います。その4か所を増やすっていうことは今後考えてないんですが、バスを希望される方が多ければバスの本数を増やすっていうことは考えております。

以上です。

○井上議員 ありがとうございます。

○千福議長 よろしいですか。

○井上議員 はい。

○千福議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 これにて本案に対する質疑を終結します。

これより議案第29号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 これにて討論を終結します。

本案にご意見があれば賜ります。

(「意見なし」の声あり)

○千福議長 これより議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第19、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

本件につきましては、議会運営委員会委員長の田村委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申出がございました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○千福議長 追加議事日程第20、議席の変更についてを行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席を変更します。

その議席番号及び氏名を事務局長より朗読させます。

お願いします。

○柏原議会事務局長 1番議席千福議員、2番議席井上議員、3番議席服部議員、4番議席徳丸議員、5番議席平田議員、6番議席田村議員、7番議席藤浦議員。

以上でございます。

○千福議長 議席の変更は、ただいま朗読しましたとおりでございます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで村長より閉会に際し、一言ご挨拶がございます。

南本村長、よろしく申し上げます。

○南本村長 皆様お疲れさまでございました。

それでは、閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方には、ご提案いたしました案件についてそれぞれ慎重に審議をいただき、誠にありがとうございました。また、全ての議案に対しご承認を賜りましたことを厚くご礼申し上げます。

先ほど千福議長をはじめといたします村議会における新体制が決定されました。この新体制のもと、議員の皆様方には、村政発展のためにぜひご尽力賜りますことを心からお願い申し上げます。

一方で、私ども執行部におきましても機構改革を行い、新しい体制で新しい村づくりに邁進いたしておるところでございます。課題が山積する村政運営ではございますが、村民の皆様の日々の暮らしと健康を守ることが第一の使命と受け止めております。

村民の皆様方に安心して暮らしていただだけ、そして住んでよかったと実感していただけるよう、全力で村政運営に取り組んでまいる所存でございます。議員の皆様方には、さらなるご協力とご支援をお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○千福議長 ありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、令和3年第1回千早赤阪村村議会臨時会を閉会します。皆さんどうもご苦労さまでした。

午前11時07分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

臨時議長 藤 浦 稔

議 員 田 村 陽

議 員 服 部 幸 令